

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針の一部改正について

1. 背景

令和 8 年 5 月 27 日に公布された「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 23 号。以下「改正法」という。）により、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「歴史まちづくり法」という。）が改正されたことに伴い、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針（平成 20 年 12 月 25 日付 20 庁財第 325 号、20 農振第 1551 号、国都景歴第 24 号文化庁文化庁次長、農林水産省農村振興局長、国土交通省都市・地域整備局長通知）について所要の改正を行う必要がある。また、歴史まちづくり法等に関する必要な制度改善について検討を深める「地域資源の保全と活用に向けた歴史まちづくりや景観行政に関するワーキンググループ」のとりまとめ（令和 8 年 2 月公表）を踏まえ、所要の改正を行う。

2. 指針改正の概要

I-歴史まちづくり法改正に伴う改正

① 重点区域の設定要件となっている文化財類型の拡大に伴う所要の修正

歴史まちづくり法の改正において、歴史的風致維持向上計画（以下「歴史まちづくり計画」という。）の重点区域の設定要件となっている文化財建造物の類型が拡大され、重要文化的景観、国登録有形文化財、国登録有形民俗文化財、国登録記念物、地方公共団体指定文化財が追加された。

これを踏まえ、本運用指針でも「認定の手続等」に当該内容を追記し、基本方針の追記内容と連動して改正内容を反映する。

主たる内容として、基本方針において、今回追加した類型の文化財が含まれる重点区域の設定に際し「地域における歴史的風致の核となっていることが計画の認定にあたって確認できることが必要」と追記されることを受け、本運用指針では、歴史まちづくり計画の認定申請にあたって、今回拡大された類型の文化財建造物が含まれる場合、地域における歴史的風致の核となっていることが確認できる資料の作成を求めるよう追記する。

- ・・・ [3-1. 認定の手続等]
- ・・・ [3-1. ④（１） 認定申請に必要な書類]
- ・・・ [別添 2. 歴史的風致のチェックリスト]

② 歴史的風致維持向上計画の提案制度の創設に伴う制度解説の追記

歴史まちづくり法の改正において創設された、住民等による歴史まちづくり計画の提案制度について、その概要や関連する政令、特例（都市再生特別措置法に基づく都市再生推

進法人も提案可能とするもの) の解説を追記する。

・・・ [3-1. ③歴史的風致維持向上計画の提案制度]

③ 都市再生特別措置法の改正で創設された「特定固有魅力形成建築物」の届出に関する特例措置の解説追記

改正法により創設された「特定固有魅力形成建築物」の届出が歴史的風致形成建造物の届出とみなせる規定について追記する。

・・・ [4-3. 届出・勧告等]

II-歴史まちづくり法や景観法に関する必要な制度改善について検討を深める「地域資源の保全と活用に向けた歴史まちづくりや景観行政に関するワーキンググループ」のとりまとめ（令和8年2月公表）を踏まえた改正

④ 文化財保存活用地域計画との連携強化

歴史まちづくり計画の「文化財の保存又は活用に関する事項」について、文化財保護法に基づく文化財保存活用地域計画が作成・認定され、重複した内容が記載されている場合には、転記を可能とすることを追記する。

・・・ [3-1. ④（3）歴史的風致維持向上計画に記載すべき事項について]

⑤ 景観計画や都市計画によるまちなみ規制の活用の追記

歴史まちづくり計画の認定基準の中で、景観計画や都市計画により、用途の制限、建築物の高さの制限、形態意匠の制限等の措置を講じることが望ましいことを追記する。

・・・ [3-2. 認定基準]

III-その他所要の改正

⑥ 文化庁の組織再編に伴う修正

文化庁において組織再編が行われ、歴史まちづくり法担当の部署が令和8年度より文化資源政策・記念物課に変更されたことを反映する。

・・・ [3-1. ②歴史的風致維持向上計画の作成]

⑦ 最新の予算制度の反映

近年の歴史まちづくり関連の予算制度を反映する。

・・・ [3-1. ④（3）歴史的風致維持向上計画に記載すべき事項について]

⑧ 表現の適正化

「一般財団法人等」に係る表現の適正化を行う。

・・・ [7-1. 趣旨]

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行 令和8年11月下旬（改正法の施行の日）